



茨城県報 第938号

平成10年3月9日

月曜日

目 次

規 則

ページ

●茨城県保母試験手数料徴収規則の一部を改正する規則(児童福祉課)..... 1

●茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則(建築指導課)..... 2

告 示

●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課)..... 2

●保安林の指定の予定(2件)(林業課)..... 5

●道路の区域の変更(6件)(道路維持課)..... 7

●道路の供用の開始(3件)(")..... 9

●電線共同溝を整備すべき道路の指定(")..... 10

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消し..... 11

公 告

●都市計画案の縦覧(4件)(都市計画課)..... 12

●開発行為の工事完了(8件)(建築指導課)..... 17

正 誤

●平成8年2月19日付け茨城県報第728号中..... 19

規 則

茨城県規則第7号

茨城県保母試験手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成10年3月9日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県保母試験手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県保母試験手数料徴収規則(昭和26年茨城県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「8,600円」を「8,700円」に改める。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

茨城県規則第 8 号

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則 (昭和31年茨城県規則第41号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第18号中「建築物落下被害防止工事認定手数料」を「建築物落下被害防止工事認定申請手数料」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

付 則

この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第234号

健康保険法 (大正11年法律第70号) 第43条の 3 第 1 項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
01.1291.2 10.3.1	水戸吉沢小児科 内科クリニック	内・小	水戸市吉沢町283-1	新 規
01.1292.0 10.2.1	丸山小児科医院	小	水戸市南町 2-3-31	組織変更
06.1071.7 10.3.1	おばやし診療所	内・神内・外・婦	下館市小林467-1	新 規
15.1025.4 10.3.1	大津町クリニック	内・循・整外・皮・ リハ・リウ	北茨城市大津町西町2650-68	新 規
22.1031.8 10.3.1	鹿嶋眼科クリニック	眼	鹿嶋市鉢形中山1526-3	新 規
36.1104.3 10.2.1	矢田部クリニック	内・小・外・整外・皮	鹿島郡波崎町矢田部後山 7801-31, 32, 39	開設者 変更
17.3071.8 10.3.1	取手歯科クリニック	歯	取手市新町 2-2-18 岩本ビル 2 F	新 規
42.3037.7 10.3.1	聖陵歯科医院	歯・小歯	結城郡石下町本石下字塚の越 3048-1	新 規
43.3096.1 10.3.1	たくみ歯科医院	歯・小歯	猿島郡境町210-9	新 規
04.4044.0 10.3.1	まきば薬局	調剤	古河市錦町 1-54	新 規
12.4020.3 10.3.1	コスモス薬局	調剤	常陸太田市木崎二町2048	新 規
38.4040.6 10.3.1	有限会社村山薬局 パンプ店	調剤	稲敷郡江戸崎町江戸崎4836	新 規

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
41.4032.7 10.3.1	ハニユウ薬局 北つくば店	調剤	真壁郡明野町海老ヶ島931-3	新規
42.4018.4 10.3.1	飯田薬局	調剤	結城郡石下町新石下571	新規
43.4048.9 10.3.1	アゼリア薬局 絵和店	調剤	猿島郡絵和町稲宮前久保1024	新規
01.1026.2 10.3.31	財団法人報恩会石崎病院 附属緑町クリニック	精・神・内	水戸市緑町3-5-44	再指定
01.1127.8 10.3.1	医療法人弘仁会志村病院	脳神外・神内・消・整外 ・内・外・循・皮	水戸市泉町1-7-38	再指定
01.1243.3 10.3.1	つかだ眼科医院	眼	水戸市宮町2-3-37 藤岡ビル4F	再指定
02.1103.7 10.3.1	木村医院	内・小・皮泌・放・産婦	日立市桜川町1-4-18	再指定
03.1023.5 10.3.1	荒川沖皮膚科	皮	土浦市荒川沖798	再指定
05.1018.0 10.3.1	仲田耳鼻咽喉科医院	耳咽・気食	石岡市東大橋2830-1	再指定
05.1029.7 10.3.20	医療法人社団重陽会 斉藤病院	外・小・整外・内・小外 ・脳神外・肛・消	石岡市旭台1-17-26	再指定
07.1031.9 10.3.1	医療法人穰会 杉山整形外科医院	整外・放・神内・リハ・ リウ	結城市結城13447	再指定
08.1019.2 10.3.1	秋本脳神経外科	脳神外・神内・神・外・ 内	龍ヶ崎市川原代町6187-1	再指定
11.1025.3 10.3.1	横田医院	内・小	水海道市沖新田町105	再指定
16.1004.7 10.3.1	神里医院	内・小・放・リハ・呼・ 胃・循・消・アレ・リウ	笠間市笠間1256	再指定
20.1047.8 10.3.16	宮本クリニック	内・呼・消・循・神内・ リハ・放	つくば市原1-4	再指定
20.1120.3 10.3.1	医療法人中川医院	内・胃・呼・外・皮・ 整外	つくば市篠崎2272-1	再指定
21.1026.0 10.3.1	鷺谷胃腸科外科医院	胃・外・内・整外・肛	ひたちなか市足崎1474-257	再指定
21.1047.6 10.3.1	小松整形外科医院	整形	ひたちなか市市毛1152	再指定
21.1067.0 10.3.17	小浜産婦人科クリニック	産・婦・小	ひたちなか市堀口向坪616	再指定
31.1012.9 10.3.1	篠原医院	内・小・皮・放・整外・ リハ	東茨城郡大洗町磯浜町1333	再指定
31.1039.2 10.3.1	荷見医院	内	東茨城郡大洗町磯浜町1576	再指定
35.1005.4 10.3.1	十王医院	内・外・皮泌・耳・小	多賀郡十王町友部1584-1	再指定
37.1035.7 10.3.1	大崎医院	内・外	行方郡牛堀町牛堀122	再指定
41.1039.1 10.3.1	関城中央医院	外・整外・皮・内	真壁郡関城町関本下新道2445	再指定
43.1023.1 10.3.1	江面医院	婦・内・小	猿島郡境町265	再指定

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
44.1037.9 10.3.1	藤代中央クリニック	内・循・呼・消・小・皮	北相馬郡藤代町萱場837-1	再指定
44.1038.7 10.3.1	藤代中央医院	内・消・循・呼・小・皮	北相馬郡藤代町下萱場1302	再指定
19.1016.5 10.3.1	太田医院	外・整外・内・胃・リハ ・皮・小・眼	牛久市牛久町654-58	再指定
19.1017.3 10.3.1	明窓クリニック	眼・内・神内・皮	牛久市栄町4-202	再指定
01.3060.5 10.3.1	豊島歯科医院	歯	水戸市南町3-5-26	再指定
01.3117.3 10.3.1	小船歯科医院	歯	水戸市南町3-5-21	再指定
01.3222.1 10.3.1	神田歯科医院	歯・小歯・矯歯	水戸市元吉田町西組94-5	再指定
02.3087.6 10.3.1	綿引歯科クリニック	歯・小歯	日立市大久保町1-2-15	再指定
02.3088.4 10.3.1	黒澤歯科医院	歯	日立市弁天町1-8-9 グレースビル201	再指定
02.3143.7 10.3.1	立原歯科医院	歯	日立市城南町3-1-33	再指定
03.3047.8 10.3.15	小竹歯科医院	歯	土浦市蓮河原新町1-30 リバーサイドハイッツ3F	再指定
03.3063.5 10.3.1	第二小竹歯科医院	歯	土浦市中央1-1-15	再指定
03.3114.6 10.3.1	かやば歯科医院	歯・小歯	土浦市中1177	再指定
06.3017.4 10.3.6	手束歯科医院	歯	下館市丙85	再指定
07.3029.7 10.3.1	鹿島歯科医院	歯・小歯・矯歯	結城市結城7511	再指定
11.3022.4 10.3.1	長塚歯科医院	歯・小歯・矯歯	水海道市橋本町3623-1	再指定
12.3027.1 10.3.1	永井歯科クリニック	歯・小歯	常陸太田市寿町501-1	再指定
19.3052.4 10.3.1	兼久歯科医院	歯	牛久市栄町5-9-1	再指定
21.3023.1 10.3.1	斉藤歯科医院	歯	ひたちなか市大平1-19-29	再指定
31.3056.0 10.3.1	長岡歯科医院	歯	東茨城郡茨城町長岡大蓮寺3317-21	再指定
32.3032.9 10.3.1	仁平歯科医院	歯	西茨城郡岩瀬町岩瀬山王119-4	再指定
36.3050.2 10.3.15	金丸歯科医院	歯	鹿島郡波崎町8581	再指定
36.3086.6 10.3.1	橋野歯科医院	歯	鹿島郡波崎町若松中央1-48	再指定
37.3025.2 10.3.15	いたこ歯科医院	歯	行方郡潮来町あやめ2-22-23	再指定
41.3014.8 10.3.1	飯塚歯科医院	歯	真壁郡明野町海老ヶ島724	再指定

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
41.3047.8 10.3.2	清水歯科医院	歯	真壁郡明野町海老ヶ島951	再指定
41.3055.1 10.3.28	協和歯科医院	歯	真壁郡協和町蓮沼166-8	再指定
43.3016.9 10.3.1	長浜久能歯科医院	歯	猿島郡総和町久能506-2	再指定
31.3079.2 10.3.1	丘の上歯科医院	歯・小歯	東茨城郡小川町小川大塚352	再指定
01.4072.7 10.3.15	赤塚細谷薬局双葉台店	調剤	水戸市双葉台2-1	再指定
01.4134.5 10.3.1	有限会社青木屋薬局	調剤	水戸市笠原町1192-6	再指定
02.4054.3 10.3.1	光陽堂薬局	調剤	日立市金沢町5-9-4	再指定
02.4055.0 10.3.1	厚生薬局	調剤	日立市東多賀町5-10-12	再指定
02.4056.8 10.3.1	(有)鹿島薬局	調剤	日立市鹿島町2-16-12	再指定
02.4057.6 10.3.15	小野薬局	調剤	日立市千石町1-11-15	再指定
11.4016.3 10.3.1	黒鳥薬局	調剤	水海道市淵頭町2931	再指定
11.4017.1 10.3.1	黒鳥薬局橋本店	調剤	水海道市橋本町3326	再指定
12.4014.6 10.3.1	有限会社日座薬局	調剤	常陸太田市栄町2474	再指定
20.4045.3 10.3.1	グラム調剤薬局つくば店	調剤	つくば市東新井5-2	再指定
31.4013.8 10.3.1	鶴井薬局	調剤	東茨城郡美野里町羽鳥2661-9	再指定
31.4036.9 10.3.1	あさひ薬局	調剤	東茨城郡大洗町大貫951-3	再指定
32.4015.1 10.3.1	イナミ薬局	調剤	西茨城郡岩瀬町友部1026-1	再指定
35.4008.9 10.3.13	十王薬局	調剤	多賀郡十王町友部東1-2-1	再指定
42.4010.1 10.3.1	すみれ薬局	調剤	結城郡千代川村宗道135-1	再指定
42.4014.3 10.3.1	マグノリア薬局	調剤	結城郡石下町篠山浦山296-3	再指定

茨城県告示第235号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年3月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字袋田字鹿ノ沢3112番 1, 3116番

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第236号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1(1) 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡岩間町上郷字谷津2681番 1, 2681番 2, 2682番 1, 大字上郷字谷津2682番 3

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、水戸那珂地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定を予定している森林の所在場所

西茨城郡岩間町上郷字谷津2681番 1, 2681番 2, 2682番 1, 大字上郷字谷津2682番 3

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、水戸那珂地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び岩間町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県 道 取 手 東 線	稲敷郡河内町大字金江津100番地先から	旧	メートル 最大 37.0 最小 10.0	メートル 984	
	稲敷郡河内町大字金江津204番 1 地先まで	新	最大 43.0 最小 15.0	984	現道拡幅
県 道 竜ヶ崎 潮来線	稲敷郡新利根町大字下太田字諏訪原 4612番 2 から	旧	最大 - 最小 -	-	
	稲敷郡新利根町大字下太田字下宿 128番 2 地先まで	新	最大 50.0 最小 21.0	1,354	バイパス 新設区 間伸 延
県 道 江戸崎 阿見線	稲敷郡江戸崎町大字月出里字花指 74番 1 地先から	旧	最大 7.0 最小 5.0	742	
	稲敷郡美浦村大字土屋字池の台 1977番102地先まで	新	最大 25.0 最小 12.0	742	現道拡幅

茨城県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 結城野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡三和町大字東山田字南675番 1 から	旧	メートル 最大 11.0 最小 7.0	メートル 6,100	
猿島郡境町大字長井戸字南前338番 5 まで	新	最大 11.0 最小 7.0	1,600	バイパス 新設及び 現道拡幅
猿島郡三和町大字東山田字南634番 3 から 猿島郡境町大字長井戸字南前338番 5 まで		最大 100.0 最小 16.0	6,100	

茨城県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年3月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年3月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字戸隠 1329番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 15.8	4,879	
		最小 5.0		
		最大 91.0	2,975	
稲敷郡阿見町大字上長字丹後山 506番1地先まで	新	最大 15.8	4,879	バイパス 新設区間 延 伸
		最小 5.0		
		最大 91.0	4,577	
		最小 25.0		

茨城県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年3月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年3月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市女化町694番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 35.0	25	
牛久市女化町694番1地先まで	新	最大 35.0	25	一部区域除外
		最小 23.5		

茨城県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年3月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県 道 須賀川 太子線	久慈郡太子町大字初原字大平 1183番 1 から	旧	メートル 最大 10.7 最小 5.1 最大 31.5 最小 15.5	メートル 175 166	
	久慈郡太子町大字初原字上ノ坪 1121番 1 地先まで	新	最大 31.5 最小 15.5	166	旧道移管
県 道 須賀川 太子線	久慈郡太子町大字左貫字森山931番 2 から	旧	最大 4.9 最小 3.0 最大 23.0 最小 12.0	220 218	
	久慈郡太子町大字左貫字森ノ前 836番 2 まで	新	最大 23.0 最小 12.0	218	旧道移管

茨城県告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 高岡藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈町足高字波中726番 1 地先から	旧	メートル 最大 16.0 最小 5.0	メートル 1,000	
北相馬郡藤代町字新田562番地先まで				
筑波郡伊奈町足高字波中726番 1 地先から	新	最大 16.0 最小 5.0	1,000	バイパス 新 設
北相馬郡藤代町浜田字株木2478番地先まで		最大 30.0 最小 13.5		

茨城県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道461号	久慈郡大子町大字上金沢字清水1913番7地先から 久慈郡大子町大字上金沢字町屋敷385番4地先まで	平成10年 3 月 9 日
一般国道461号	久慈郡大子町大字上金沢字荒町384番地先から 久慈郡大子町大字上金沢字北向248番, 251番地先まで	平成10年 3 月 9 日

茨城県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道土浦江戸崎線
- 2 供用開始の区間 牛久市中根町箸塚番外6番94地先から
牛久市下根町字ヤツノ上434番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 3 月14日

茨城県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道八代庄兵衛新田線
- 2 供用開始の区間 竜ヶ崎市八代町18番2地先から
竜ヶ崎市中里1丁目1番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 3 月11日

茨城県告示第246号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 古河停車場線
- 3 区 間 古河市本町一丁目1540番5から
古河市本町一丁目6029番2まで

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 3 号

道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号) 第13条第 1 項及び第14条の 2 第 2 項の規定により, 緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 5 0 4	水戸88 に6476	トヨタ 9年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨城県警察本部
3 5 0 6	水戸 や3407	ハーレーダビットソン 9年式	〃	〃
3 5 0 7	水戸 や3408	〃 〃	〃	〃
3 5 0 8	水戸 や3416	ホンダ 9年式	〃	〃
3 5 0 9	水戸 や3417	〃 〃	〃	〃
3 5 1 0	水戸 や3418	〃 〃	〃	〃
3 5 1 1	水戸 や3419	〃 〃	〃	〃
3 5 1 2	水戸 や3420	〃 〃	〃	〃
3 5 1 3	水戸 や3421	〃 〃	〃	〃
3 5 1 4	水戸 や3422	〃 〃	〃	〃
3 5 1 5	水戸 や3423	〃 〃	〃	〃
3 5 1 6	水戸 や3424	〃 〃	〃	〃
3 5 1 7	水戸 や3425	〃 〃	〃	〃

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 5 0 5	土浦88 に6772	トヨタ 10年式	道 路 維 持 作 業 用	日本道路公団 (谷和原)

3 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告 示 番号	取消理由
1 9 0 1	水戸88す3450	ニッサン61年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨城県警察本部	61. 5. 22	14	廃車の為

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告示 番号	取消理由
2 0 7 2	水戸88す4518	ニッサン63年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部	63. 2. 12	4	廃車の為
2 2 4 2	水戸88に3047	トヨタ元年式	〃	〃	元. 8. 24	18	〃
2 3 6 7	水戸88せ3659	トヨタ2年式	〃	〃	2. 9. 10	25	〃
2 4 2 0	水戸88せ3745	〃 〃	〃	〃	3. 1. 24	2	〃

4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告示 番号	取消理由
2 3 2 8	土浦88せ2761	ニッサン2年式	道路維持作業用	日本道路公団 (水 戸)	2. 5. 7	11	廃車の為
2 6 0 4	土浦88せ3402	ニッサン4年式	〃	筑波新都市開発㈱	4. 4. 20	16	〃

公 告

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業を決定する必要性が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地地区画整理事業（佐和駅東土地地区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

ひたちなか市大字高場字中島，字沼頭及び字原ノ前の各全部

〃 大字高場字槐下，字織戸，字大綱，字鹿原，字障子ハタ，字高房，字東前，字東向，字水久保及び
字道脇の各一部

〃 大字高野字栗河野及び字後々内の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) ひたちなか市都市計画課

4 縦覧期間

平成10年 3 月 9 日から平成10年 3 月23日まで

●都市計画案の縦覧

下館・結城都市計画用途地域を変更する必要性が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項に

において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 下館市

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 削除する部分

下館市大字菅谷字向沖田及び字向田の各全部

〃 〃 字八反田，字下菅谷，字上無頭及び字前沖田の各一部

〃 大字一本松字北浦の一部

イ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 追加する部分

下館市字沖田の一部

〃 大字菅谷字向沖田，字向田及び字前沖田の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下，容積率200%以下

ウ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

下館市字沖田の一部

〃 大字菅谷字向沖田，字前沖田，字八反田，字下菅谷及び字上無頭の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下，容積率200%以下

エ 準工業地域

(ア) 追加する部分

下館市大字菅谷字向田，字向沖田，字下菅谷及び字上無頭の各一部

〃 大字一本松字北浦及び字一本松の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下，容積率200%以下

(ウ) 削除する部分

下館市字沖田の一部

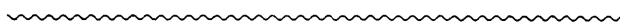
3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 下館市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成10年 3 月 9 日から平成10年 3 月 23 日まで



●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成10年3月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

3・3・37佐和停車場高野線

ひたちなか市 大字高野 字栗河野の一部

3・5・45勝田佐野線

ひたちなか市 大字高場 字槐下、字障子ハタ、字中島、字高房、字水久保、字鹿原の各一部
大字高野 字栗河野、字後々内の各一部

3・4・151高場高野線

ひたちなか市 大字高場 字水久保の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) ひたちなか市役所

3 縦覧期間

平成10年3月9日から平成10年3月23日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画、日立都市計画、大宮都市計画及び常北都市計画下水道を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成10年3月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

那珂久慈流域下水道

排水区域

追加する部分

日立市 大和田町 字西宿及び字東宿の全部

久慈浜1丁目、4丁目の各一部

みなと町の一部

留町の一部

留町 字新川、字前の内、字後川、字西組、字東組、字表、字原後、字原前、字西川、字北の前、字北前、字北川、字中島、字内川田、字外川田及び字田向の各一部

大和田町 字西原, 字西並木, 字シムカ, 字西本内, 字合の田, 字田中, 字土手の内, 字辰町, 字本宮, 字犬飼, 字東, 字万ヶ内, 字デクルボ, 字穴田, 字七石, 字堰場及び字中本内の各一部

下土木内町 字沼畑, 字請地内, 字萩町, 字小坊地, 字萩町土手添, 字土木内脇, 字土木内, 字能場, 字久保及び字桜井内の各一部

神田町 字久下沼, 字谷地, 字沼, 字能場, 字西久保, 字柳山, 字オケ内, 字蓬町, 字佐藤前, 字荒屋, 字賀の内及び字志々内の各一部

茂宮町 字五平, 字須茂内, 字十二所, 字木割内, 字荒屋, 字堂宮内, 字荒地, 字道林, 字秋方, 字川崎, 字清水及び字沼田の各一部

石名坂町 字道中子, 字樋中内, 字国神前及び字川端の各一部

南高野町 字清水, 字西川及び字井屋の下の各一部

常陸太田市天神林町の一部

岡田町の一部

常北町 大字石塚 字芝際, 字アヅラ窪, 字西横宿, 字宮脇, 字靈源寺前, 字西片根及び字池の内の全部
字南行, 字大堀, 字荒神, 字寺沢, 字御城, 字二本松, 字中道北, 字風隼, 字滝の上, 字上宿東側, 字上宿西側, 字靈源寺, 字片山, 字宗田前, 字長峰, 字前郷田, 字宗前, 字山王及び字米沢の各一部

大字那珂西 字下宿, 字中宿, 字中妻台, 字海道端及び字吹上台の全部
字台海道東, 字台海道西, 字横小路, 字塙, 字道場, 字八幡山, 字赤羽根, 字中妻, 字作内, 字吹上, 字東大堀及び字西大堀の各一部

大字上青山 字湯井沢の一部

大字下青山 字後原及び字由井沢の各一部

大字春園 字矢倉下の全部

字長峯の一部

東海村 大字村松 字松山内, 字中丸及び字神楽沢の全部
字南川, 字平原, 字八幡後, 字勝木田, 字野上, 字江中子, 字道鎮, 字貝カラ, 字御所内, 字洞ノ口, 字馬頭根, 字藤作, 字根崎, 字子キタ, 字滝崎, 字荒谷及び字五反田の各一部

大字須和間 字部原, 字柳井戸, 字後宮, 字東前, 字神山及び字寿寿本山の全部
字長バサマ, 字オッポ, 字下諏訪, 字表, 字前原, 字前脇, 字西ノ塙, 字東, 字東山及び字上ノ諏訪の各一部

大字舟場 字中曾根及び字徳用の全部
字宮前, 字道下, 字十間, 字三条野及び字久慈海道の各一部

大字舟石川 字大太房, 字蓼沼及び字合の久保の全部
字三町野, 字新田前, 字中道, 字往還西, 字大久保美, 字烏内, 字後宮, 字西荒工, 字上谷原, 字富士山, 字権現堂, 字海田, 字富士山前及び字石橋向の各一部

大字石神外宿 字西山及び字並木内の各一部

大字城方 字富士の腰の一部

大字石神内宿 字勘エ門, 字西下宿, 字堀内及び字下宿の全部
字八軒原, 字広ノ浦, 字東空津内, 字滝ノ上, 字下小路, 字堀の外, 字東坪, 字中坪,

瓜連町	大字静	字町池, 字冬小路, 字岡前及び字城内の各一部 字東側, 字中坪及び字内ホックの全部 字溜前, 字上坪, 字中谷, 字中坪, 字下坪, 字前山, 字宮内, 字滝前, 字中鳥羽, 字滝尻, 字後久保, 字西鳥羽, 字新宿前, 字青木前, 字発句田, 字溜下, 字北長堀, 字新地, 字宮下, 字帝青山, 字山下, 字天神森, 字南長堀, 字下田, 字下東屋, 字西, 字反田塚, 字池向, 字玉栗, 字玉栗山及び字間ノ田の各一部
	大字下大賀	字馬場先, 字静家, 字表坪, 字大井戸脇, 字鳥井戸, 字中道, 字二ツ堂, 字並木, 字内ホック及び字観音森の全部 字久保, 字柳沢, 字大井戸原, 字長堀, 字天神森, 字廣内, 字静賀, 字滝前, 字宿, 字新地, 字富士免, 字新宿地, 字前新地, 字北高野, 字富田内, 字高塚, 字竹ノ内及び字岸内の各一部
	大字瓜連	字久保, 字中道, 字今朝熊, 字内堀土, 字木ノ地, 字元梶, 字本梶内, 字屋敷付, 字中梶内, 字静道及び字大塚下の全部 字新立山, 字新立, 字玉川屋敷付, 字下谷原, 字牛鼻毛, 字向河原, 字鷺庭, 字屋敷付, 字北高野, 字十林寺, 字塙下, 字畑中, 字洞崎, 字ヤキハ, 字諏訪前, 字壁内, 字西山沢大道下通, 字山沢, 字大塚, 字大塚下, 字保土通, 字西室家, 字遠野及び字辻前の各一部
	大字鹿島	字中坪, 字東坪及び字石打の全部 字西坪, 字野際, 字畑合, 字河原, 字舟渡坪, 字中河原, 字宮ノ後, 字吹上, 字小松原, 字大宮台, 字九枚畑, 字和合, 字塚ノ根, 字新地, 字後坪, 字内古坪及び字九枚畠の各一部
	大字古徳	字中坪の全部 字南高野, 字中内, 字大木, 字門田, 字新屋, 字峯下, 字大堀, 字前原, 字辻, 字向山, 字新地, 字玉栗, 字西内, 字辻後, 字雑誌舞, 字田向後, 字中道, 字梅木下, 字善角, 字春川, 字小屋, 字田向前, 字辻前及び字二反田町の各一部
	大字中里	字飛内の全部 字野田, 字北花林, 字南花林, 字北組内, 字前原, 字相ノ田, 字高後, 字山沢, 字後田, 字熊ノ堂, 字山田, 字権現下, 字高田, 字田中, 字清水頭, 字田島, 字田向, 字前谷津, 字十文字, 字桶井, 字洞下, 字台及び字孫目の各一部

下水管渠

追加する部分

那珂町 大字戸 字道地内, 字不動下, 字天神前, 字下新田及び字中開の各一部

削除する部分

那珂町 大字戸 字道地内, 字寺下, 字中天神, 字天神前, 字下新田及び字中開の各一部

その他の施設

立石中継ポンプ場

追加する部分

那珂町 大字戸 字天神前の一部

削除する部分

那珂町 大字戸 字不動下の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 那珂町役場, 瓜連町役場, 東海村役場, 日立市役所, 常陸太田市役所, 常北町役場

3 縦覧期間

平成10年 3 月 9 日から平成10年 3 月23日まで

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字北条字内町裏5211番2, 5211番4, 5213番, 字亀井5210番4, 5210番9

2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字北条5215番

つくば市筑波農業協同組合

代表理事組合長 大曾根 通 也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字上出島字南原台山1216番4, 1216番5

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町1丁目6番15号,

新日本薬業株式会社

代表取締役社長 角 田 秀 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字繁昌塚9637番1の一部

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城1447番地

結城市長 平 塚 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市南1丁目18番3の一部, 同番4, 同番33

2 事業主の住所及び氏名

水戸市赤塚1丁目2029番地の121

いばらきコープ生活協同組合

専務理事 佐 藤 洋 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡波崎町字小生砂7342番5

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町土合中央1丁目1番1号
土合商事株式会社
代表取締役 原 利 夫

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡霞ヶ浦町加茂字木戸基5236番2, 同番15から同番16まで, 字木戸5237番1から同番2まで, 5252番, 5253番, 5254番1, 5255番, 5256番, 5257番1から同番3まで, 5258番2, 同番8から同番9まで, 5259番4, 5269番4, 同番5, 同番7, 5270番5

## 2 事業主の住所及び氏名

土浦市中貫2363番  
塚本運輸有限会社  
取締役社長 塚 本 利

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字女沼字宿下1191番5

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字女沼300番地6
増 田 義 雄

~~~~~

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 3 月 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市大字下妻字柳ノ下戊114番1, 115番1, 116番1, 118番1, 121番1, 128番1, 129番, 139番3, 127番, 130番1, 130番2, 131番1, 131番2, 132番, 133番1, 135番, 137番

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町1905番地  
安全商事株式会社  
代表取締役 中 村 清 賢  
下妻市大字下妻戊181番地  
有限会社 豊商店  
代表取締役 稲 葉 豊

~~~~~

正 誤

平成8年2月19日付け茨城県報第728号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から36	三ノ和田土4030の7, 二ノ和田土4030の28	字三ノ和田土4030の7, 字二ノ和田土4030の28
4	上から1	字一番堰4034の1から4034の3まで	字一番堰4034の1, 4034の3, 字老番堰4034の2

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)